

東京都遺伝子組換え作物の栽培に係る評価委員会設置要領

18産労農振第833号

平成18年8月21日

第1 目的

この要領は、都内での遺伝子組換え作物に係る対応指針5の(1)及び同運用2における評価委員会を設置するために、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

評価委員会は次の各項について見解を示すものとする。

- (1) 東京都の指導基準に関すること
- (2) 栽培計画書に関すること
- (3) 交雑・混入の防止に関すること
- (4) 交雑の有無を確認する方法に関すること
- (5) 交雑・混入が生じた場合に関すること
- (6) 交雑・混入による経済的被害に関すること
- (7) その他必要な事項

第3 評価委員会の構成

評価委員会は、学識経験者をもって構成し、農林水産部長が委嘱する。

- 2 評価委員会に、専門的な事項について意見聴取するため必要があると認めるときは、委員以外の専門家の意見を聴取することができる。

第4 委員長及び副委員長

- 1 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は評価委員会を統括し、評価委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第5 任期

委員の任期は2年とする。

第6 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は農林水産部長が必要に応じて招集する。
- (2) 必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 事務局

事務局は産業労働局農林水産部に置く。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。